

### ● 土地基本法改正の方向性をとりまとめ、土地所有者の責務を明示：国交省

国土交通省は2月27日、15日に開催された第7回国土審議会土地政策分科会特別部会においてとりまとめられた、土地基本法改正の方向性を公表した。

人口減少社会における土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に、管理不全の土地が増加しており、こうした管理不全の土地は往々にして周囲に悪影響を及ぼすが、土地の所有者以外がその悪影響を除去することは、現状、大きな困難がともなっている。今回、国土審議会土地政策分科会特別部会での議論を踏まえ、とりまとめでは、「所有者が土地の利用・管理について第一次的な責務を負うこと」「所有者による土地の利用・管理が困難な場合に近隣住民、地域コミュニティ等が行う利用・管理には公益性があり、そのために所有権は制限され得ること」「国、地方公共団体は、利用・管理の促進策やその法的障害の解消のための施策を講じるべきであること」等が盛り込まれた。

同省では今後、今回のとりまとめ等を踏まえて、人口減少社会に対応して土地政策を再構築し、2020年までの土地基本法等の改正に向けて取り組む。

[報道発表資料：国土交通省](#)

### ● 地籍調査迅速化へ中間とりまとめ：国交省

国土交通省は2月27日、国土調査のあり方に関する検討小委員会の中間とりまとめを公表した。一部の所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等の方向性等が示されている。

とりまとめのポイントは以下の通り。

#### ① 現地調査等の手続の見直し

所有者探索のための各種情報へのアクセスの円滑化、所有者が不明の場合でも調査が進むよう、筆界案の公告等による調査の導入など、調査手続の見直しにより、地籍調査を迅速化。

#### ② 都市部の地籍調査の迅速化

都市部において、街区を形成する道路等と民地との境界（官民境界）を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表する。あわせて、民間等の測量成果も活用し、地籍調査を効率化。

#### ③ 山村部の地籍調査の迅速化

山村部において、リモートセンシングデータを活用した新手法を導入することにより、現地での立会いや測量作業を効率化。

今後は、「中間とりまとめ」に示された方向性を基に、更に具体的な検討を進め、2019年7月頃までに最終的なとりまとめを行うことを予定している。その後、2020年までの国土調査法等の改正を目指し、次期十箇年計画の策定につなげる。

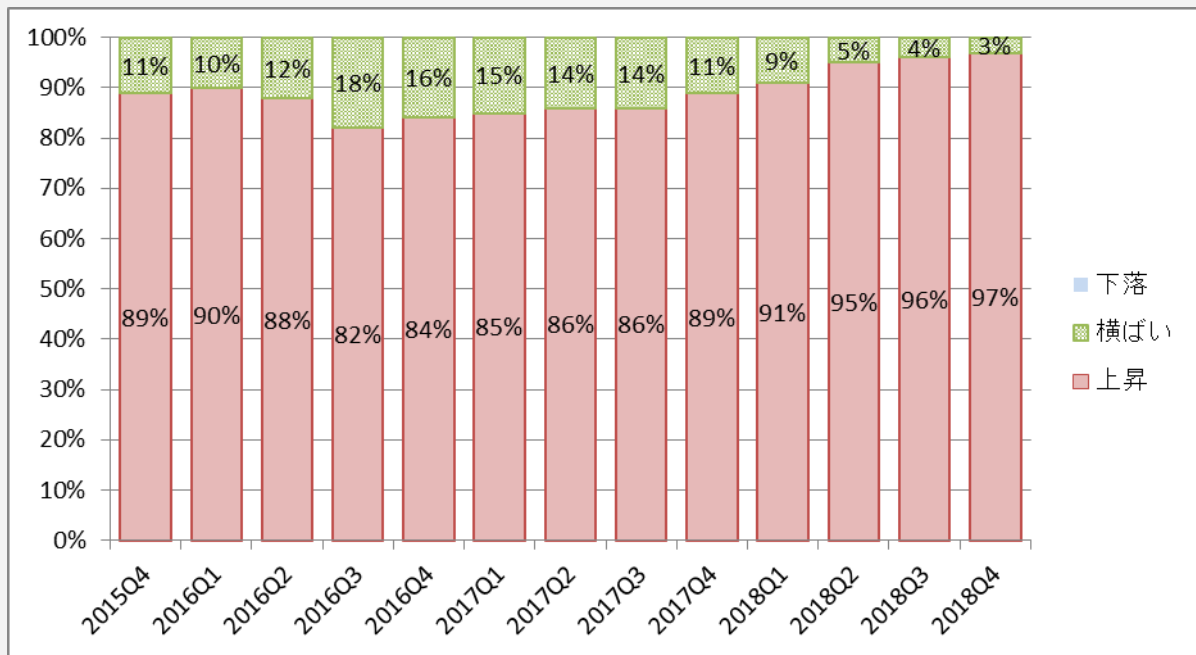
[報道発表資料：国土交通省](#)

## ● 主要都市の地価は 97%の地区で上昇基調：国交省

国土交通省は 2 月 15 日、主要都市の高度利用地等（全国 100 地区）における 2018 年度第 4 四半期（2018 年 10 月 1 日～2019 年 1 月 1 日）の地価動向を調査した「地価 OOK レポート」を公表した。

主要都市の地価は全体として緩やかな上昇基調が継続し（上昇地区数は前期 96 地区→今期 97 地区）、上昇地区数の割合は 4 期連続して 9 割を上回った。ただし、緩やかな上昇（0～3%の上昇）の地区が 70 地区と多勢を占めている。

地方圏では、商業系 1 地区（長野駅前）が横ばいから緩やかな上昇に転じた。また、仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市における 13 地区で上昇幅が前期から拡大し、比較的高い上昇（3～6%の上昇）となった。



報道発表資料：国交省